

～ 新型コロナウイルス感染症の影響により

介護保険料の納付が困難な方に対する徴収の猶予制度 ～

1. 徴収の猶予について

新型コロナウイルス感染症に納付義務者（ご家族を含む。）が、罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、竜王町役場福祉課にご相談ください。（徴収猶予：介護保険法第142条および竜王町介護保険条例第15条）

2. 徴収の猶予に該当するケースについて

ケース1 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

ケース2 ご本人またはご家族が病気にかかった場合

納付義務者ご本人または生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症にかかった場合

ケース3 事業を廃止し、または休止した場合

納付義務者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず休廃業をした場合

ケース4 事業に著しい損失を受けた場合

納付義務者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、利益の減少等の著しい損失を受けた場合

【お問い合わせ先】

竜王町役場福祉課 電話：0748-58-3705